

## ブロック塀等撤去費補助金（篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱）

### 1 趣旨・目的

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を図るため

### 2 事業内容

#### 【内容】

町内にある道路（避難路）に面する高さ1メートル以上のブロック塀等のうち、災害時に安全上支障があると認められるものを撤去を行う者に対し、補助金を交付

#### 【対象団体】

補助対象者は、撤去を行うブロック塀等の所有者又は管理者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 本町の町税を滞納していないこと。
- (3) 篠栗町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でない者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

#### 【対象事業】

補助対象工事は、町内にある次の各号のいずれかの要件を満たす道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等の全て又は一部を撤去するものとする。

- (1) ブロック塀等の診断カルテ(様式第1号)で総合評点が40点未満のもの
- (2) その他町長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 補助対象工事のうちブロック塀等の一部を撤去する工事にあつては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業完了後にブロック塀等の診断カルテで総合評点が70点以上となるもの
- (2) 事業完了後に高さが1.2メートル以下となるもの
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内に存しないもの

#### 【募集・受付時期】

補助対象者は、交付申請を行う前に、篠栗町ブロック塀等撤去事業事前協議書を都市整備課に提出し、事前協議を行い、工事に着手する前に、篠栗町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書を提出する。

#### 【補助・助成額】

補助金の額は、1敷地当たり補助対象工事に要する経費の2分の1又は12万円のいずれか低い額とする。

2 対象経費は、1メートル当たり8万円に補助対象となるブロック塀等の総延長(メートル)を乗じた額を限度とする。

【問い合わせ先・関連HP】

都市整備課都市計画係 電話：947-1219